

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

規 則

○福島県行政組織規則の一部を改正する規則 六五

告 示

○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 六五

○土地改良法により換地計画を定めた件 六五

○土地改良法により換地計画を適当と決定した件 六五

公 告

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件 六五

○障害者自立支援法による指定相談支援事業を行う事業所のサービスの主たる対象者を変更した旨届出があった件 六五

○一般競争入札を行う件 六五

○土地改良区の役員が就任した旨届出があった件 六五

○土地改良区の役員が退任した旨届出があった件二件 六五

○土地改良区の清算人が就任した旨届出があった件 六五

正 誤

○平成二十年三月二十八日付け号外第十九号中 六五

○平成二十年三月二十八日付け号外第三十一号中 六五

○平成二十年七月十一日付け号外第四十九号中 六五

規 則

福島県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十月二十四日

福島県規則第八十九号

福島県行政組織規則の一部を改正する規則

福島県行政組織規則(平成十五年福島県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

福島県知事 佐藤雄平

別表第三の二の表福島県特別職給与審議会の項中「報酬」を「議員報酬」に改める。

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

福島県告示第七百五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十年十月二十四日から同年十一月二十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十年十月二十四日

福島県知事 佐藤雄平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社カワチ薬品泉店 いわき市泉町滝尻字泉町十一ほか

二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要

騒音について、周辺住民等から苦情が申し立てられた場合は、申立人及び関係機関の要請・指導に対し、誠意を持って対処すること。
(商業まちづくり課)

福島県告示第七百六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、白沢地区の県管区画整理事業に係る換地計画を定めた。この定めに係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。
平成二十年十月二十四日

福島県知事 佐藤雄平

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十年十月二十七日から(二十二日間)

同 年十一月十七日まで

三 縦覧の場所

南会津郡南会津町役場伊南総合支所

(農地管理課)

福島県告示第七百七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条で準用する同法第五十二条

の二第一項の規定により、日地谷洋一ほか九人が共同して行っている逆川地区の区画整理事業に係る換地計画について適当とする旨決定した。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年十月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成二十年十月二十七日から
同 年十一月十七日まで (二十二日間)
- 三 縦覧の場所
伊達市役所

(農地管理課)

公 告

公告第五百三十三号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十年十月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日
平成二十年十月十五日
- 二 名称
特定非営利活動法人喜多方親の会
- 三 代表者の氏名
岩本 義昭
- 四 主たる事務所の所在地
福島県喜多方市上江三千六百四十六番地一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障がいのある人たちが、地域で生きがいを持ち豊かな暮らしを実現するために必要な事業を行い、地域福祉の発展に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第五百三十四号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、次の指定相談支援事業者から当該指定に係るサービスの主たる対象者を変更した旨届出があった。

平成二十年十月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	変更前のサービスの主たる対象者	変更後のサービスの主たる対象者
指定相談支援事業所「結いの里」	双葉郡楡葉町大字北田字鐘突(三二四〇)	社会福祉法人希望の杜福祉会	福島県いわき市平字北目町三九一〇	精神障害者	知的障害者 精神障害者

(障がい福祉課)

公告第535号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける農林水産試験研究機関管理運営事業廃棄物処理業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。

平成20年10月24日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする特定役務の件名及び数量 農林水産試験研究機関管理運営事業廃棄物処理業務(第08-995-0001号)一式
 - (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 委託期間 契約締結日から平成21年3月27日まで
 - (4) 履行場所 旧福島県農業試験場本場(福島県郡山市富田町字若宮前地内)
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - (1) 入札に参加することができる者は、次のア又はイに該当する者で、かつ、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。ただし、異なる者と共同で重ねて当該資格の確認を受けることはできない。
 - ア (2)及び(3)に掲げる資格要件をすべて満たしている者であって単独で入札に参加するもの
 - イ (2)の資格要件を満たす者(以下「無害化処理業務入札参加者」という。)(1社と(3)の資格要件を満たす者(以下「収集運搬業務入札参加者」という。)(1社が、共同で入札に参加するもの
- (2) 無害化処理業務を行う者の資格要件
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされていない者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- エ 次に掲げるすべての産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物を事業範囲とする廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条第6項に規定する産業廃棄物の処分の業の許可及び法第14条の4第6項に規定する特別管理産業廃棄物の処分の業の許可を有している者であること。
- (ワ) 産業廃棄物
- 汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
- (四) 特別管理産業廃棄物
- 汚泥（チオベンソカルズ、トリクロロエチレン又はジンスー1，2－ジクロロエチレンを含むことにより有害なものとなるものに限る。）
- オ 契約期間内に、無害化処理後の残さの処理ができる者であること。
- カ この調達案件の仕様と同等程度の法第2条第5項の特別管理産業廃棄物に係る処分の業の履行実績が複数回以上あり、かつ、この調達案件の仕様に合致した業務を確実に履行できる者であること。
- (3) 収集運搬業務を行う者の資格要件
- 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- ア (2)のアからウまでに掲げる条件をすべて満たす者であること。
- イ (2)のエに掲げるすべての産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物を事業範囲とする法第14条第1項に規定する産業廃棄物収集運搬業の許可及び法第14条の4第1項に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を郡山市長及び産業廃棄物処理施設の所在地を管轄する都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長）より受けている者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
- 入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(2)のウからカまで及び2の(3)に掲げる事項（2の(2)のア及びイに係る事項を除く。）について証明できる書類を添付して、次に定めるところにより提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。この場合において、共同で入札に参加する者は、その旨を証する書類を添付すること。
- (1) 提出期間 平成20年10月24日（金）から同年11月14日（金）まで（土曜日、日曜日及び同月3日（月）を除く。）の午前8時30分から午後5時30分まで
- (2) 提出場所 郵便番号960-8670
福島県福島市杉妻町2番16号
福島県農林水産部農業支援総室農業振興課研究開発室
電話024-521-7344
- (3) 提出方法 郵送又は持参による。ただし、郵送による場合は、書留郵便とし、平成20年11月14日（金）午後5時30分まで必着とする。
- 4 入札説明書等の配布
- 次に掲げる入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。
- (1) 配布期間 平成20年10月24日（金）から同年11月13日（木）（土曜日、日曜日及び同月3日（月）を除く。）の午前8時30分から午後5時30分まで
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさの返信用封筒であつて、240円分の切手をはったあて先明記のものを同封のうえ、3に掲げる場所まで、平成20年11月12日（水）午後5時30分までに必着で請求すること。
- 5 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日時 平成20年12月3日（水）午後1時30分
- (2) 場所 福島県自治会館7階702会議室（福島県福島市中町8番2号）
- (3) その他 郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成20年12月2日（火）午後5時30分までに3に掲げる場所に必着のこと。
- 6 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 7 入札の無効
- 2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 8 その他
- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札書の作成方法 無害化処理業務に係る入札書及び収集運搬業務に係る入札書を作成すること。ただし、無害化処理業務入札参加者にあつては無害化処理業務に係る入札書のみを、収集運搬業務入札参加者にあつては収集運搬業務に係る入札書のみを作成すること。
- (3) 入札方法 落札者の決定に当たつては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に

係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で、無害化処理業務に係る入札金額と収集運搬業務に係る入札金額との合算額の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required : Disposal of underground industrial waste, 1set
- (2) Time - limit of tender (by hand) : 1 : 30 p.m., 3 December 2008
- (3) Time - limit of tender (by mail) : 5 : 30 p.m., 2 December 2008
- (4) Contact point for the notice : Research & Development Unit, Agriculture, Forestry & Fishery Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsunacho, Fukushima - shi, Fukushima, 960-8670, Japan TEL 024-521-7344

(農林総務課)

公告第五百三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。

平成二十年十月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称

矢吹原土地改良区

就任した役員

役別 氏名

住所

理事 鈴木 勝長

白河市大信豊地字飯土用七八番地

同 橋本 克也

須賀川市越久字館一〇一番地

(農村計画課)

公告第五百三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。

平成二十年十月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称

遠野土地改良区

退任した役員

役別 氏名

住所

理事 平子 洋 いわき市遠野町入遠野字東山一六三番地の二

(農村計画課)

公告第五百三十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。

平成二十年十月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称

雄国山麓土地改良区

退任した役員

役別 氏名

住所

理事 高橋 伝 耶麻郡北塩原村大字北山字村西四〇六五番地

(農村計画課)

公告第五百三十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第二項で準用する同法第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の清算人が就任した旨届出があった。

平成二十年十月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称

清算法人郡山市中部土地改良区

就任した清算人

役別 氏名

住所

清算人 安藤 一二 郡山市片平町字米沢一九番地の二

同 市川 甲恵 同 市三穂田町鍋山字向原二番地

同 大橋 正男 同 市大槻町字中ノ平五五番地

同 野崎 匡弘 同 市三穂田町富岡字本郷七一番地

同 佐藤 與七 同 市三穂田町川田字館二番地

同 外島美佐雄 同 市片平町字上居一〇六番地

同 本田 澄男 同 市大槻町字南台五番地の三

同 安藤 嘉郎 同 市三穂田町山口字前芦ノ口九八番地

同 鈴木 佐衛 同 市大槻町字殿町五六番地

(農村計画課)

正 誤

ページ 段 行

正

誤

○平成二十年三月二十八日付け号外第十九号中

二上	後ろか ら一	第四条第一項第一号	第四条第一項第一号
----	-----------	-----------	-----------

○平成二十年三月二十八日付け号外第三十一号中

一五	一	第10号様式	第9号様式
----	---	--------	-------

○平成二十年七月十一日付け号外第四十九号中

二上	一	第六章	第六条
----	---	-----	-----